鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の 一部を改正する条例(案)要綱

1 改正の目的

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正及び鳥取 県東部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成17年鳥取県東部広域行政管理 組合条例第1号)の全部改正に伴い、所要の改正を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について定めた規定中個人情報の取得に関する事項、保有個人情報の目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項を削り、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項を加えます。(第2条関係)
- (2) その他所要の整理を行うこととします。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 審査会は、実施機関(鳥取県東部広域行 政管理組合情報公開条例(平成12年鳥取県東部	第2条 審査会は、実施機関(鳥取県東部広域行 政管理組合情報公開条例(平成12年鳥取県東部
広域行政管理組合条例第8号。以下「公開条	広域行政管理組合条例第8号。以下「公開条
例」という。)第2条第1号 に規定する実施機	 例」という。)第2条第1号 又は鳥取県東部広
関をいう。以下同じ。)、組合の機関(鳥取県	域行政管理組合個人情報保護条例(平成17年鳥
東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する	取県東部広域行政管理組合条例第1号。以下
<u>法律施行条例(令和 5 年鳥取県東部広域行政管</u>	「保護条例」という。)第2条第1号に規定す
理組合条例第 号。以下「保護法施行条例」と	る実施機関
いう。)第2条第1項に規定する組合の機関 を	
いう。以下同じ。) 又は議会 の諮問に応じ、次	をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、
に掲げる事項について調査及び 審議し、答申を	次に掲げる事項について調査及び 審議を
する。	する。
(1) (略)	(1) (略)
(削除)	(2) 保護条例第6条第4項第8号に規定する
	個人情報の取得に関する事項
(削除)	(3) 保護条例第8条第2項第7号に規定する
	保有個人情報(保護条例第2条第5号に規定
	する保有個人情報をいう。以下同じ。)の目
	的外利用等に関する事項
(削除)	(4) 保護条例第9条第2号に規定する電子計
	算機等の結合に関する事項
(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年	<u>(5)</u> 保護条例第34条
法律第57号) 第105条第3項において準用す	
る同条第1項 に規定する審査請求に関する事	に規定する審査請求に関する事項
項	
(3) 保護法施行条例第9条に規定する個人情	(新設)
報の適正な取扱いを確保するため専門的な知	
見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項	
(4) 鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人	(新設)
ーー 情報の保護に関する条例(令和5年鳥取県東	
部広域行政管理組合条例第 号)第45条に規	
定する審査請求に関する事項	
(5) 鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人	(新設)
情報の保護に関する条例第50条に規定する個	

人情報の適正な取扱いを確保するため専門的 な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な 事項

(会議)

第6条 (略)

2 • 3 (略)

4 審査会の会議は、公開しない。ただし、**第2 条第3号及び第5号** の規定に関する事項に ついての会議は公開することができる。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、 諮問をした実施機関、組合の機関又は議会(以下「諮問実施機関等」という。)に対し、審査 請求のあった処分に係る行政文書(公開条例第 2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同 じ。)又は保有個人情報の提示を求めることが できる。この場合においては、何人も、審査会 に対し、その提示された行政文書又は保有個人 情報の開示を求めることができない。
- 2 **諮問実施機関等**は、審査会から前項の規定に よる求めがあったときは、これを拒んではなら ない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、**諮問 実施機関等**に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は**諮問実施機関等**(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(会議)

第6条 (略)

2 · 3 (略)

4 審査会の会議は、公開しない。ただし、**第2 条第2号から第4号まで**の規定に関する事項に ついての会議は公開することができる。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、 諮問をした実施機関 (以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査 請求のあった処分に係る行政文書(公開条例第 2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同 じ。)又は保有個人情報の提示を求めることが できる。この場合においては、何人も、審査会 に対し、その提示された行政文書又は保有個人 情報の開示を求めることができない。
- 2 **諮問実施機関** は、審査会から前項の規定に よる求めがあったときは、これを拒んではなら ない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、**諮問 実施機関** に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は**諮問実施機関**(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。